

## 指定可燃物

### 【指定可燃物】

- ・火災が発生した場合に拡大が速やかであり、または消火の活動が著しく困難となる物品
- ※貯蔵・取り扱いの技術上の基準は火災予防条例で定める。

品名		数量
綿花類		<u>200kg</u>
木毛およびかんなくず		<u>400kg</u>
ぼろおよび紙くず		<u>1,000kg</u>
糸類		
わら類		
再生資源燃料		
可燃性個体類		<u>3,000kg</u>
石炭・木炭類		<u>10,000kg</u>
可燃性液体類		<u>2 m<sup>3</sup></u>
木材加工品および木くず		<u>10m<sup>3</sup></u>
合成樹脂類	発泡させたもの	<u>20m<sup>3</sup></u>
	その他のもの	<u>3,000kg</u>